

JI 監督委員会第 4 回会合

2006 年 9 月 13 日-15 日 ドイツ・ボン

検討事項と結果概要

(["Proposed agenda and annotations"](#)、["Meeting report"](#) 要約)

2006 年 10 月 2 日

文責 信岡洋子

JI 監督委員会第 4 回会合概要

今回の会合で JI プロジェクトの申請フォーマットや指針文書、独立組織の認定手続きなどが決定し、JI トラック 2 開始の準備が整い、今年 10 月 26 日にいよいよ始動することとなった。独立組織の認定手続きも今回決定され、11 月 15 日に開始する。

1. 独立組織(independent entity)の認定 (accreditation) について

前回会合で設立された J I-AP(JI accreditation panel)の初回会合が 7 月 15、16 日に開催された。そこで議論された独立組織の認定手続き案につき、JISC は合意した ([Annexes 1、2、3、4、5](#) 参照)。CDM の DOE を JI での独立組織に認定する際のために、簡略化した手続きを別途定めるかどうかについて議論があったが、このような手続きはとらないこととした。しかし、何らかの形でコストと時間を節約するための方策は検討する。

認定手続きの決定を受けて、JISC は JI 認定プロセスを 2006 年 11 月 15 日に開始することとした。

2. ベースライン設定・モニタリングに関する指針について

ベースライン設定・モニタリングに関する指針案が JISC メンバーによりワーキングペーパーとしてまとめられていた。これをパブリックコメントとともに検討し、適宜改訂のうえ合意した。([Annex 6](#) 参照)

3. 小規模 JI プロジェクト

小規模 JI プロジェクトの条項案 (draft provisions)、PDD 案、バンドリングのためのフォーム案を前回会合において、事務局に作成するよう要請していた。JISC はこれらの文書を検討し、策定した。([Annexes 7、8、9](#) 参照)

PDD の利用ガイドラインについては、別途事務局に案を作成するよう要請した。

その他、CDM において小規模プロジェクトの定義の見直しがあるので、JI についてもその定義も同様に検討すべきことを COP/MOP に提案、吸収源小規模 JI プロジェクトに関する JISC の活動についても COP/MOP の指針次第であることを確認した。

4. 決定評価の手続き

事務局が作成した、独立認定組織による決定の評価 (appraisals of determinations) 手続き案を策定した。(Annex 10参照)

(決定評価とは独立認定組織によるプロジェクトの適格性決定や排出削減量の検証を、専門家やプロジェクト毎に担当が決まる 2 人の JISC メンバーが評価すること。)

トラック 2 の JI プロジェクトの決定評価 (appraisals of determinations) とレビューチームに参加する専門家の委任事項(terms of reference)については前回会合で合意しており、事務局が専門家を募集していた。応募の中から、25 名を専門家リストに含めることで合意した。専門家リストを拡大するため、再度募集することとなった。選考は第 6 回会合で行う。

5. 適格性決定/検証レポートフォーム

トラック 2 において独立認定組織が提出しなければならない JI プロジェクトの各種文書の発行手順は第 2 回 JISC で決定していた。今回、この手順が正式に採択されたほか、事務局が作成した PDD に JI の適格性決定レポートと検証レポートのフォームが策定された。

(Annexes 11、12、13)。

6. JI PDD (吸収源プロジェクト)

JI の PDD フォームおよび PDD の利用ガイドラインは前回の会合で策定されていたが、吸収源 JI プロジェクトの PDD フォームと利用ガイドラインは別途検討することとなっていた。事務局案をもとに、これらを策定した。PDD フォームは COP/MOP の正式採択まで暫定的に使用されることとなる。(Annexes 14、15 参照)。

7. 運営費

JISC の運営費をまかなうために、第 2 トラックの JI プロジェクト (= JISC で扱う JI プロジェクト) の認定独立組織の候補機関、JI プロジェクト参加者に課す手数料に関して、JISC メンバーと事務局が用意したインフォメーションペーパーを検討した。JISC は以下の内容を COP/MOP に提出する。(Annex 16 参照)

(a) 独立組織の認定に係る費用

- ① 申し込み費用：1 件につき 15,000 US ドル
- ② 評価チームの作業にかかる費用：当該組織からの直接支払い

(b) 検証レポートの提出時の手数料

- ① 当該プロジェクトによる年間排出削減・吸収量 15,000 トン CO₂ までは、1 トン当たり

0.1US ドル

②15,000 トンを超過した分は 1 トンにつき 0.2US ドル

適格性決定レポートを事務局に提出するときに、当該プロジェクトの平均年間排出削減量に相当する上記費用の前払いが求められる。ただし、最初に排出削減量の検証レポートを提出する際の手数料は、この前払い分を差し引いた額とする。15,000 トンに満たないプロジェクトについて上記費用の前払いは必要ない。前払いの最高額は 350,000US ドルとする。

8. 運営計画

2006-2007 年の JISC の運営計画について話し合われた。現在 2007 年までの予算が 200 万ドル以上不足しており、このままだとテクニカルワークショップなど JISC の活動を一部行えなくなるかもしれないとのこと。(Annex 17 参照)

9. その他

今回の会合は 2006 年 10 月 26-27 日。(暫定議題は Annex 18 参照)

JISC のもとでの(第 2トラックでの)検証手続きは 10 月 26 日に開始される(適格性決定の手続きとして、独立組織が UNFCCC 事務局に JI プロジェクトの PDD を提出することができる)。

以上